

和歌山市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、和歌山市長から定期監査の結果に基づき措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和4年1月31日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	山	本	宏	一
同 上	井	上	直	樹

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和4年1月31日

和歌山市監査委員

和 総 第 2 0 9 号
令和3年12月24日
(2021年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和2年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
貸地料の徴収事務における誤り	普通財産に係る貸地料の徴収事務において、事業用借地権設定契約公正証書では、賃料は市の発行する納入通知書により、毎月末日までに翌月分の賃料を支払うと規定されているが、毎月末日までに当月分の賃料を支払うとする納入通知書が交付されていたので、公正証書の定めによる適正な事務処理を行われたい。	指摘後、公正証書の定めに従い、適切に納期限を定めています。 毎年公正証書を確認しながら納入通知書を作成し、班内で誤りがないよう、調定書起案後は複数人で確認し、再発防止に取り組んでいます。	財政局 財政部 管財課
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限までの期間は、使用許可をすする日から1月を超えてはならないと規定されているが、許可の際に調定が行われておらず納入通知が遅れたことにより、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう同規則を遵守されたい。	指摘後、行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、許可の際に調定を行い、和歌山市公有財産規則に則し期間内に収納しています。 また、同じ誤りが発生しないよう、センター内で再度事務処理の方法を共有し、再発防止に取り組んでいます。	健康局 健康推進部 生活保健課 (動物愛護管理センター)
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに、同条例を遵守されたい。	指摘後、行政財産の使用許可に関する使用料条例に基づき使用料を再算定し、差額を徴収しました。 なお、行政財産の目的外使用許可を行う際は、その都度同条例を確認した上で使用料を算出するよう徹底しています。	健康局 健康推進部 地域保健課 (西保健センター)

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和2年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
都市公園の使用の許可及び現金の収納に関する事務の誤り	都市公園内行為許可に係る使用料（臨時土地使用料）の徴収事務において、和歌山市都市公園条例第10条第1項では、都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該都市公園の使用の許可をする際に徴収すると規定されているが、収納までに期間を要しており、また、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう同条例等を遵守されたい。	指摘後、許可と同時に使用料を徴収することを徹底しており、和歌山市財務規則第89条第3項に基づき、出納員が直接収納した現金は、即日又は翌日納付書により指定金融機関に払い込んでいます。 所属内で現金の収納事務について再確認し、再発防止に取り組んでいます。	産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企画課
都市公園の使用の許可に関する事務の誤り	公園施設管理許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、決裁行為は行っているが、申請者に対し和歌山市都市公園条例施行規則第2条第2項に定める許可書を交付しておらず、また、和歌山市都市公園条例第10条第1項では、都市公園の使用の許可に係る使用料にあつては当該都市公園の使用の許可をする際に徴収すると規定されているが、許可の際に調定が行われておらず、未だ収納できていないものが見受けられたので、早急に許可書の交付を行うとともに使用料を徴収し、今後このようなことがないよう同条例等を遵守されたい。	指摘後、和歌山市都市公園条例等に基づき許可書を交付し、使用料を徴収しました。 許可書の交付及び使用料の徴収業務について、法令等に定められた期限等を遵守し、適正に執行するよう課内での周知を再徹底しています。 各業務における主務者、補助者等の複数の者で確認することを徹底し、見落としがないよう事務をすすめることで、再発防止に取り組んでいます。	産業交流局 農林水産部 農林水産課

和歌山市公報

令和四年一月三十一日

号外第二号

別冊